

施策分野	施策の基本的方向	施策事項	事業・活動
1 教育・療育の充実	(1) 早期発見・早期療育の充実	健康診査による早期発見と早期支援の実施	健康診査(1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳)の実施、必要な支援につなげる
		療育ネットワークの充実	発達クリニック、療育相談会、ことばの教室等との連携支援 医療・福祉・教育分野の連携強化
		発達相談と早期支援の充実	発達障害等相談センターによる相談支援(専門職による相談支援、保護者サポート、教育と福祉の連携による早期支援の実施)
		障害児保育の充実	保育所、幼稚園での特別な支援を要する児の受け入れの充実 療育施設と保育施設の相互利用 保育所等訪問支援事業(つくし園による集団生活への適応等の支援)の実施 保育士等への障害者理解の促進
	(2) 特別支援教育の充実	特別支援教育の体制強化	教育と福祉が連携した支援の実施(療育施設や福祉サービスと連携) 個別の教育支援計画の活用による、切れ目ない支援の実施 特別支援教育推進室による、保育所・幼稚園・小中学校への訪問による継続的な指導助言 特別支援教育支援員や支援ボランティア等の配置
		通級による指導の推進	通級指導のニーズの把握と指導の充実
		交流及び共同学習の推進	特別支援学級と通常学級の児童生徒の共同学習等の推進 総合支援学校の児童生徒の居住地校交流の促進
		体験学習の充実	青い鳥基金を活用した、社会体験を含めた体験学習の推進
	(3) 就学・教育相談の充実	就学相談の充実	ワンストップ総合相談窓口による相談支援とコーディネート 幼稚園、保育所、学校、関係機関と連携した就学相談会の実施
		教育相談の充実	関係機関との情報の共有とネットワークの強化による親子のサポートの実施 (福祉・医療等の関係機関と連携した教育相談、関係機関による事例検討の実施) ひきこもりや発達障害の専門支援機関との連携
	(4) 教育環境の整備	インクルーシブ教育システムの推進	個別の教育支援計画の活用により、スムーズな支援の引継ぎとニーズに応じた支援を実施 保育、教育、保健、医療、福祉などの関係機関の連携による一貫的支援の実施 発達障害等がある児童生徒の生活支援のための発達障害サポートブックの活用
		教職員などの資質向上	教職員への研修による障害に対する理解と支援技術の向上 サポート教員等に対する研修会等の実施(特別支援教育研修会や支援ボランティア養成講座等) 発達障害児等支援者サポート事業(発達障害のある幼児・児童への支援に対する評価・助言)
		地域における特別支援教育の知識の普及	コミュニティスクールを活用した地域への知識の普及
		学校の設備等の整備	個々の教育的ニーズに応じた支援機器の充実 個々の状況に応じた施設整備等、教育環境への配慮
		学童保育クラブの充実	障害特性への配慮のための施設や設備の整備 学童保育指導員の研修(発達障害への理解、支援技術)